

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書類)

2026 年 3 月 12 日

株式会社魅力屋

2026 年 3 月 12 日

吸収分割に係る事前備置書類

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町 6 7 0 番地

株式会社魅力屋

代表取締役社長 藤田 宗

株式会社魅力屋（以下「吸収分割会社」といいます。）は、株式会社魅力屋分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で、2026 年 2 月 17 日に吸収分割契約を締結し、同年 7 月 1 日付で吸収分割会社が「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、下記のとおり吸収分割の内容その他法務省令で定める事項を記載した本書面を、吸収分割会社本店に備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 の「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社から吸収分割会社に対し、承継対象権利義務の対価となる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であり、吸収分割承継会社から吸収分割会社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社の計算書類等の内容

吸収分割承継会社は 2026 年 1 月 30 日に設立された会社であるため確定した事業年度は存在しません。吸収分割承継会社の設立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		純資産の部	
流動資産 現金及び預金	10	株主資本 資本金	10
資産合計	10	負債及び純資産合計	10

4. 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

吸収分割会社は、2026年1月7日付で株式会社エムピーキッチンホールディングスの全株式を取得し、子会社化しました。これに伴い、吸収分割会社は2026年1月5日に株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行から、また、2026年1月7日に株式会社三井住友銀行から借入を実行しました。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以降における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割により吸収分割会社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額等を考慮し、本吸収分割後に予想される吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況及びキャッシュフロー等について検討した結果、その債務の履行に支障を及ぼすような事態は予想されず、本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の負担すべき債務につき、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本吸収分割により吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継させる債務のすべてについて、吸収分割会社が連帯保証いたしますので、当該債務に関する債権者が本吸収分割によって不利益を被ることはありません。

以上

(別紙1)

吸収分割契約書(写)

株式会社魅力屋(以下「甲」という。)と株式会社魅力屋分割準備会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本分割契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日(第5条において定義する)をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の「京都北白川ラーメン魅力屋」を運営する飲食事業(以下「本件対象事業」という。)に関して有する第3条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条(商号及び住所)

本分割契約における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社(甲)

商号：株式会社魅力屋

住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地

(2) 吸収分割承継会社(乙)

商号：株式会社魅力屋分割準備会社

住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町670番地

第3条(承継する権利義務)

1. 甲は、令和8年2月17日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務(詳細は別紙の承継権利義務明細表に定める)を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第4条(分割対価の交付)

乙は、本件吸収分割に際し、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第5条(効力発生日)

本件吸収分割がその効力を生ずる日(以下「本件効力発生日」という。)は、令和8年7月1日とする。ただし、分割手続きの進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙が協議して会社法第790条第1項に基づきこれを変更することができる。

第6条（吸収分割承認総会）

甲および乙は、令和8年3月26日に株主総会（以下「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本分割契約の承認および本件分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があると認められるときは、甲乙が協議の上これを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後、本件対象事業に関する競業避止義務を負わない。

第8条（会社財産の管理等）

本件契約締結後、本件効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本件対象事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、予め両社協議するものとする。

第9条（本契約の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産または経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

令和8年7月1日までに第6条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の主旨に従って甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

令和8年2月17日

本契約成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙が1通ずつ所持する。

(甲) 住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町6 7 0番地

会社名：株式会社魅力屋

代表者：代表取締役 藤田 宗

(乙) 住所：京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町6 7 0番地

会社名：株式会社魅力屋分割準備会社

代表者：代表取締役 田口 剛

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産および負債の評価については、令和8年2月17日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

本件対象事業に係る流動資産、固定資産。

2. 承継する負債

本件対象事業に係る流動負債、固定負債。

3. 承継する雇用契約等

本件対象事業に主として従事する従業員との間の雇用契約

4. 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件対象事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約、労働者派遣契約等その他本件対象事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務ただし、次の権利義務を除く。

- ・ 乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
- ・ 契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
- ・ 契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

(2) 許認可等

本件対象事業に関連する一切の許可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上